

中小企業就業者確保支援事業（中小企業奨学金返済支援制度）

若手社員の奨学金返済支援を行う中小企業に助成します

兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助を行っています。若手人材の確保や定着に、ぜひご活用ください。

従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている中小企業に対して、その負担額の一部を補助します。

補助対象

- ①本社が県内にある中小企業
- ②以下の対象従業員に対する奨学金返済負担軽減制度を有していること

《中小企業とは》 中小企業法に定める中小企業者とする。ただし、みなし大企業、土業法人等除く。詳しくは、要綱、手引きをご確認ください。

《対象従業員》 対象企業に勤務し、以下の①～⑤の要件を全て満たす者

- ①正社員である者
- ②日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
- ③申請時点で、当該企業就職後3年以内の者
- ④申請時点で、県内の事業所に勤務する者
- ⑤30歳未満の者（申請年度末時点で29歳以下の者）



補助期間

対象従業員1人につき、最大3ヵ年（就職3年目の者であれば、最長1ヵ年）

補助金額

- ①対象従業員1人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。）

申請先

（一財）兵庫県雇用開発協会

申請方法

（一財）兵庫県雇用開発協会ホームページから、申請書類をダウンロードし、添付資料を添えて、下記申請先まで持参、郵送（特定記録郵便に限る。）にてご提出ください。

補助申請先・問い合わせ先

（一財）兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話 078 (362) 6583 FAX 078 (362) 6613

ホームページ <http://hyogo-koyokaihatsu.or.jp/>

どんな制度をつくったら、どのくらい補助されるの？

従業員に対する支援額や支給方法（毎月払い、ボーナス時一括払い等）は、企業において自由に設定してください。
対象従業員の年間返済額や、企業からの対象従業員への支給額に応じて、補助を行います。

補助金額の
考え方

- ①対象従業員1人あたり年間返済額を補助対象額とし、その3分の1を補助
- ②補助上限6万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の2分の1の額が6万円を下回る場合は、その額。）

〈例：従業員の年間返済額が18万円、企業の年間支給額が12万円の場合〉

企業負担分		本人負担分
6万円	6万円	6万円

↑
県、政令・中核市が補助

〈従業員の間返済額と企業支給額に応じた補助金額の例〉

	従業員の年間返済額	企業の支援総額	県、政令・中核市の補助額
ケース1	18万円	10万円	5万円
ケース2	20万円	15万円	6万円
ケース3	20万円	10万円	5万円
ケース4	12万円	10万円	4万円
ケース5	12万円	6万円	3万円

補助を受けるためには、社内制度を設けていただくことが必要です。
個別規程を作成する、就業規則に盛り込む、福利厚生制度として運用する など
様々な方法があります。
詳しくは、ホームページに掲載している規程例示リーフレットをご覧ください。
また、下記にてご相談を受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせください。

まずはご相談を！



◆お問い合わせはこちらまで◆

一般財団法人兵庫県雇用開発協会

〒650-0025 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル3階

電話 078 (362) 6583 FAX 078 (362) 6613